

# 大学院基幹教育における障害のある学生に対する授業・試験・生活等に関する合理的配慮についての申合せ

令和6年2月21日 基幹教育院長裁定  
令和8（2026）年3月31日 一部改正

## 1. 趣旨

本申合せは、「障害のある学生の合理的配慮について」に基づき、大学院基幹教育における障害のある学生に対する授業・試験・生活等に関する合理的配慮について定めるものである。

## 2. 学生による合理的配慮の申請（流れ図1）

障害のある学生はWebシステムにて申請を行う。学生は必要に応じてキャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室（以下、「IN室」という。）に相談する。相談を受けたIN室は、学生と面談を実施する。

## 3. IN室による必要性判断（流れ図2）

IN室は、申請について、障害の状況（機能障害や困難さ）および社会的障壁からみた合理的配慮の必要性の判断を行う。

## 4. 部局による内容確認（流れ図3）

大学院基幹教育に係る要望の内容については、基幹教育院合理的配慮コーディネーター（以下、部局担当者という。）が確認する。部局担当者は必要があれば、学生支援課あるいは教務課教務・学務情報係と確認・相談を行う。

## 5. 配慮提供者による適当性判断（流れ図4）

授業担当教員（以下、「配慮提供者」という。）が、配慮提供の可否について判断する。

## 6. 建設的対話（流れ図5）

配慮提供者は、申請について建設的対話を必要とする場合には、その旨を学生に通知する。

学生は、「5. 配慮提供者による適当性判断」の結果を確認し、建設的対話を希望する場合には、その旨を配慮提供者に申し出る。

建設的対話を行う場合、配慮提供者と学生は、建設的対話による相互理解を通じて、合理的配慮に関する合意形成をする。学生が部局担当者の同席を希望している場合は、部局担当者は建設的対話に同席する。建設的対話の実施に係る日程調整および建設的対話の記録は、原則として部局担当者または学生が行う。

建設的対話により合意形成がされなかった場合は、申請者は部局担当者へ調整を希望する旨を申し出る。申出を受けた部局担当者は、基幹教育院長（以下、「監督責任者」という。）および教務・学務情報係へ報告する。教務・学務情報係は、監督責任者と相談の上、実情に合わせた検討チーム等を組織し、速やかに両者の意見を調整する案を提示する。

## 7. 調整案の提示（流れ図5）

配慮提供者と申請者の建設的対話が不調となった場合（合意が形成されなかった場合）：申請者がさらなる調整を希望する場合は、部局担当担当者へ申し出る。部局担当者は、監督責任者および教務・学務情報係へ報告する。監督責任者は以下の検討チームを組織し、配慮提供者からの回答内容および学生の配慮希望内容について検討を行い、すみやかに両者の意見を調整する案（調整案）を提示する。

- (ア) 検討チーム長：基幹教育院長、もしくは、代理として副院長（1名）
- (イ) 科目実施ワーキング長、もしくは、その代理としてのワーキング構成員（1名以上）
- (ウ) インクルージョン支援推進室所属教員（1名）
- (エ) 教務課教務・学務情報係職員（1名）
- (オ) その他 チーム長が必要と認めるもの（若干名）

検討チーム長は、過去の実施例などを参考に調整案をとりまとめ、部局担当者を介して配慮提供者および学生に伝え、合意形成を促す。あくまでも、調整案は当事者たちへの提案である。（検討チームは、学生支援課に過去の配慮事例の参照を依頼することもできる。）

## 8. 監督責任者による合理的配慮の必要性・適当性の最終確認（流れ図6）

監督責任者は、学生と配慮提供者とで合意された合理的配慮について最終確認を行い、配慮提供者に指示する。最終確認が行われた日をもって最終合意形成日とする。

## 9. 合理的配慮の提供（流れ図7）

配慮提供者は、8で確認された合理的配慮の提供を行う。なお、配慮提供者は、必要な準備等がある場合は、部局担当者等と協議し、合理的配慮の提供を行う。

## 10. 基幹教育院のみでの対応が困難な事案の報告相談（流れ図8）

監督責任者は、障害者支援推進担当理事（以下、「総括監督責任者」という。また、学生支援課を窓口とする。）に相談する。総括監督責任者は、学生支援課に指示等を行う。学生支援課は、財務部、施設部等との連携を図り、配慮の実施に向けた調整等を行う。総括監督責任者は、障害者支援推進委員会に附議して対応について検討した後、決定した配慮内容等を監督責任者に通知する。

## 11. 不服申立（流れ図9）

学生は、監督責任者が決定した配慮内容等に不服がある場合は、部局担当者および教務・学務情報係を通して、総括監督責任者あてに不服を申し立てることができる。

## 12. 合理的配慮のモニタリング（流れ図10）

総括監督責任者は学生や配慮提供者に対し、モニタリングを実施し、障害者支援推進委員会で報告する。また、必要に応じて教育企画委員会においても報告する。障害者支援推進委員会委員は、各部局において報告内容を情報共有する。